

手当には所得による支給制限があります

【所得制限限度額】

(単位：円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

※扶養義務者 次の2つの要件を満たす者

要件1 民法第877条第一項に定める扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）

要件2 受給資格者の生計を現に維持している者

【所得制限限度額に加算される控除の種類】

年齢は、前年の12月31日現在の年齢による。

控除の種類		本人	配偶者 扶養義務者	備考
加算	老人扶養親族	10万円	6万円	配偶者・扶養義務者の所得については、扶養親族が老人（年齢70歳以上の者）のみの場合は、1人を除いた人数が対象となる。
	特定扶養親族	25万円	—	特定扶養親族とは年齢16歳以上23歳未満の者 ¹
	70歳以上の同一生計配偶者	10万円	—	同一生計配偶者のうち年齢70歳以上の者

【 公的年金等控除額 】

	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額 (令和元年分以前)	公的年金等控除額 (令和2年分以後)	法律施行令上の控除 (令和2年分以後)
65歳未満の人	130万円以下	70万円	60万円	給与所得又は法的年金等にかかる所得を有する受給資格者の総所得金額から10万円を控除する
	130万円超 410万円以下	収入金額×25% +37.5万円	収入金額×25% +27.5万円	
	770万円以下	収入金額×15% +78.5万円	収入金額×15% +68.5万円	
	770万円超	収入金額×5% +155.5万円	収入金額×5% +145.5万円	

- ・公的年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をさす。
- ・平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされた。手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の計算から10万円を控除するものとする（国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）第5条参照。）